

# 第1部 計画の概要と米子市の概況



## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の背景・趣旨

---

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成18（2006）年3月に第1次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後平成24（2012）年8月に改定（第2次）し、平成28（2016）年1月の改定（第3次）を経て、令和3（2021）年2月に第4次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、従来の社会の在り方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築に向けて、取り組んできたところです。

我が国では、令和6（2024）年に第5次循環型社会形成推進基本計画が策定され、環境問題と社会課題を同時に解決することを目指し、地域・社会の持続可能性を高める循環経済の推進、資源循環の徹底、地域特性に応じた循環システムの構築、循環資源・廃棄物管理の基盤強化と環境再生の実行、国際的な資源循環態勢の整備を重点分野とし、循環型社会の形成が推進されています。

国際的には、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、持続可能でよりよい社会を目指す国際目標「持続可能な開発目標（SDGs：エスディーゼーズ）」が採択され、我が国においても循環型社会形成の取組に加え、海洋ごみ対策や食品ロス削減等の施策も推進されているところです。

循環型社会の形成に向けて、改めて、1人ひとりが循環型社会づくりの担い手としての自覚を持ち、より環境負荷の少ない豊かなライフスタイルの転換を行うとともに、市民、行政、国、事業者等が互いに連携・協働して取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、第4次「米子市一般廃棄物処理基本計画」の施策や目標の達成状況について評価及び課題の検証を行い、新たな第5次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

## 第2節 計画の位置付け

### 1 他の計画等との関係

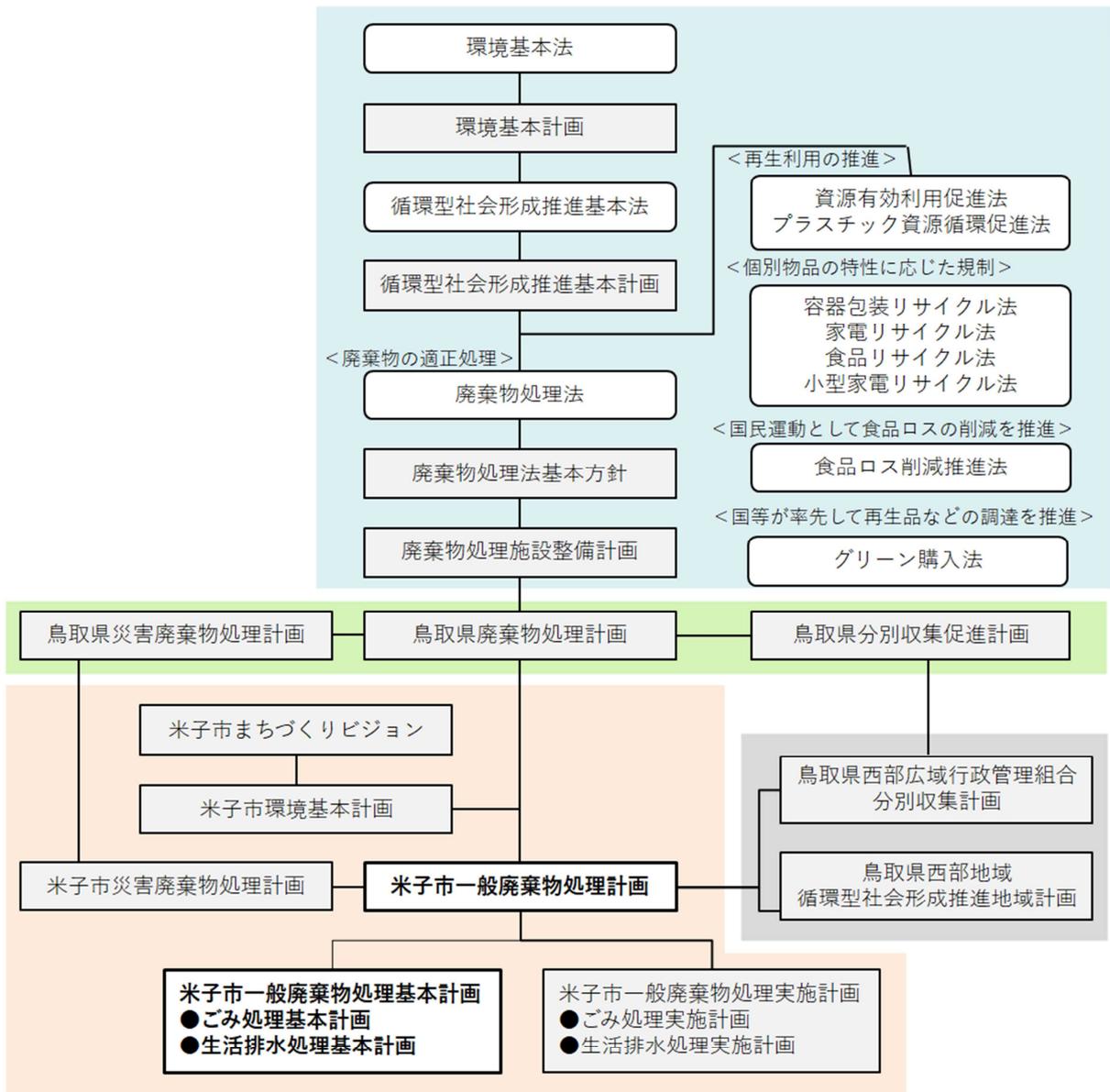


図 1-1 米子市一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係

### 2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市の全域とします。

### 3 計画の範囲

本計画の範囲は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物とします。一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみのほか、し尿及び浄化槽汚泥も含まれます。

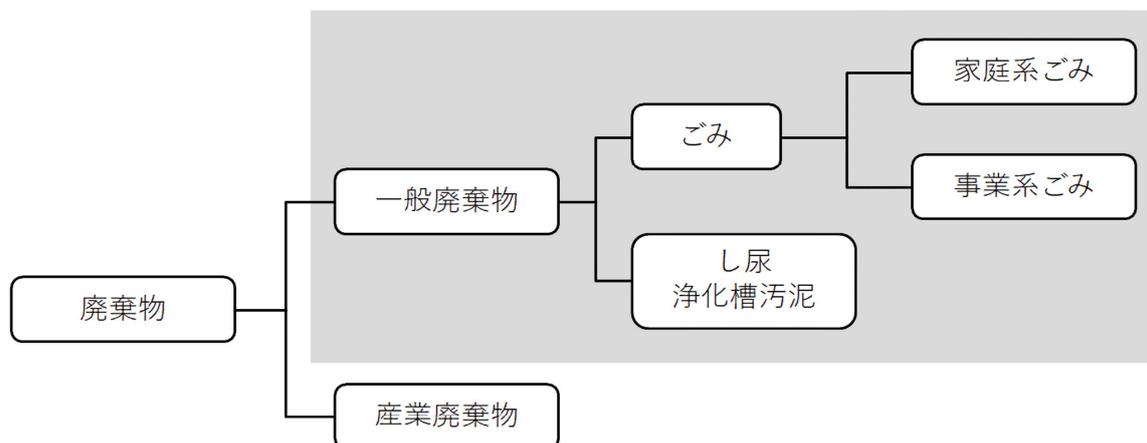


図 1-2 計画の範囲

### 4 計画期間と目標年度

本計画の期間は令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までとし、目標年度は令和 12（2030）年度とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。

## 第2章 米子市の概況

### 第1節 人口の動向

#### 1 人口の現状

国勢調査によると、本市の総人口は、平成2（1990）年以降は増加が続いていましたが、平成22（2010）年の調査では減少に転じ、平成27（2015）年の調査では、再度増加しました。直近の令和2（2020）年の調査では減少に転じ、147,317人という結果になっています。

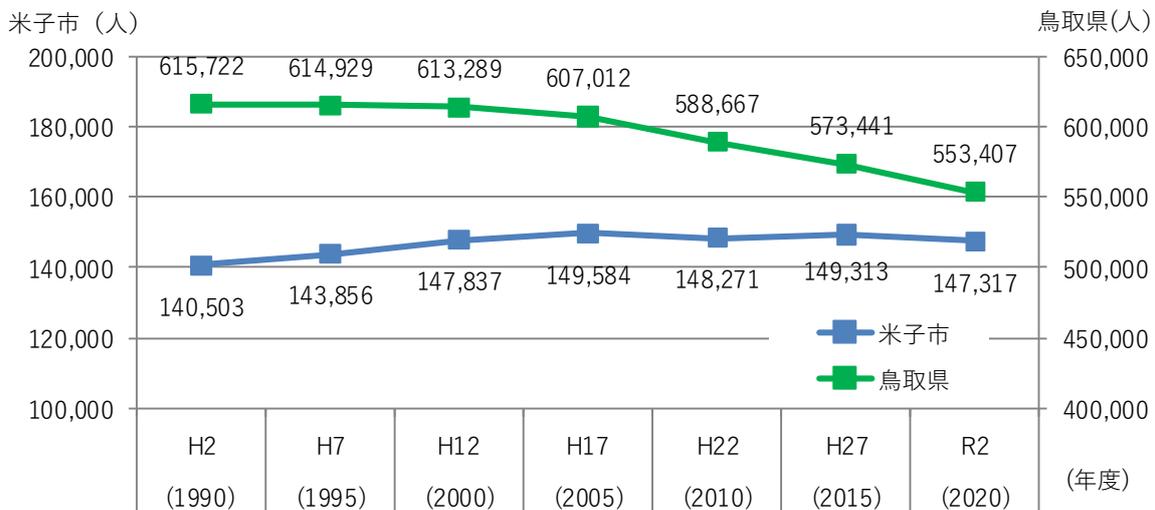


図1-3 鳥取県と米子市の国勢調査人口

住民基本台帳に基づく過去10年の本市の人口は、毎年度減少が続いています。

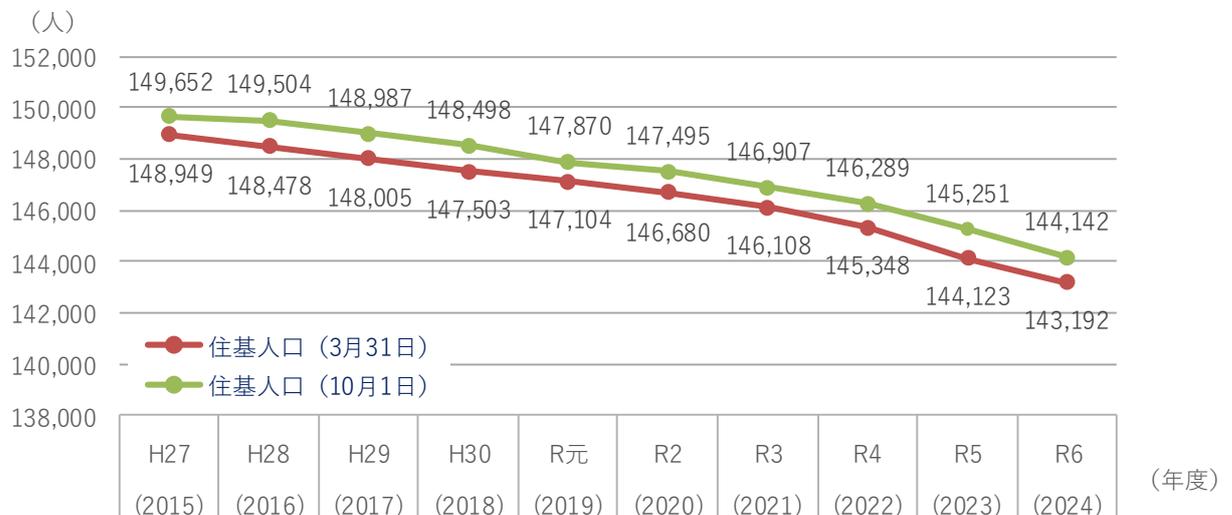


図1-4 住民基本台帳人口

## 2 人口の将来予測

### (1) 人口ビジョン

本市の人口推計は「第2次米子市まちづくりビジョン」（令和7（2025）年3月策定）の中で、令和5年度に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（以下、「社人研推計人口」という。）を用いています。今後も、本市の人口は社人研推計人口に近い値で推移するものと考えられ、令和12（2030）年の人口は139,896人と推計しています。

### (2) 本計画における人口の将来予測

本計画では社人研推計人口は使用せず、住民基本台帳人口を基に推計します。ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画の基本とするデータはそれぞれ表1-1で示すとおりで、トレンド法<sup>1</sup>を用いて推計した結果は図1-5であり、本計画では表1-2の数値を用いることとします。

表1-1 国の調査等が基本とするデータ

区分	基データ	関係する国の調査等
ごみ処理基本計画	住民基本台帳人口 (10月1日現在)	一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）
生活排水処理基本計画	住民基本台帳人口 (3月31日現在)	汚水処理施設普及状況調査（国土交通省、 農林水産省、環境省） 汚水衛生処理率（総務省）
人口ビジョン	国勢調査人口	国勢調査（総務省）

1 過去の実績値から分布式（回帰式など）を数学的に求め、分布式で推計年次の値を推計する方法。

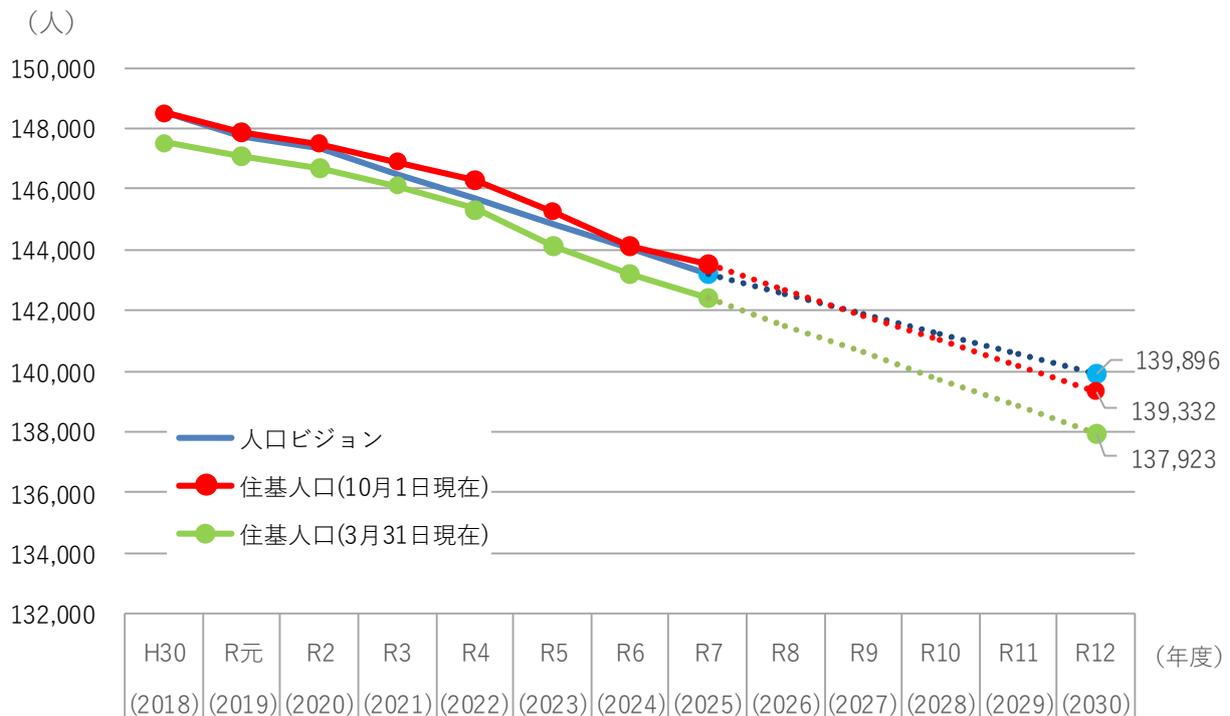


図 1-5 人口の将来予測

表 1-2 本計画における人口の将来予測

(単位：人)

区分	データ	実績値	推計値	
		R2(2020)年度	R7(2025)年度	R12(2030)年度
ごみ処理基本計画	住民基本台帳人口 (10月1日現在)	147,495	143,513	139,332
生活排水処理基本計画	住民基本台帳人口 (3月31日現在)	146,680	142,403	137,923

## 第2節 産業の特徴

令和3（2021）年経済センサスー活動調査によると、本市の民営事業所数及び従業者数は表1-3のとおりです。

本市の地域特性の一つとして、医療施設や介護施設が非常に充実していることが挙げられます。医療施設数・医療人材数においては、人口10万人当たりの全国平均を大きく上回る水準を有しているほか、介護施設数についても、人口10万人当たりの全国平均を上回っています。

表1-3 本市の民営事業所数及び従業者数

区 分	事業所数		従業者数	
		構成比		構成比
第一次産業	33	0.5%	296	0.4%
農林漁業（個人経営を除く）	33	0.5%	296	0.4%
第二次産業	870	13.3%	12,178	17.6%
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-
建設業	585	8.9%	5,133	7.4%
製造業	285	4.4%	7,045	10.2%
第三次産業	5,642	86.2%	56,604	81.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.2%	146	0.2%
情報通信業	74	1.1%	1,055	1.5%
運輸業，郵便業	133	2.0%	4,929	7.1%
卸売業，小売業	1,702	26.0%	14,007	20.3%
金融業，保険業	149	2.3%	1,790	2.6%
不動産業，物品賃貸業	370	5.7%	1,471	2.1%
学術研究，専門・技術サービス業	300	4.6%	1,830	2.6%
宿泊業，飲食サービス業	829	12.7%	6,566	9.5%
生活関連サービス業，娯楽業	688	10.5%	2,477	3.6%
教育，学習支援業	214	3.3%	2,737	4.0%
医療，福祉	667	10.2%	14,049	20.3%
複合サービス事業	54	0.8%	949	1.4%
サービス業（他に分類されないもの）	452	6.9%	4,598	6.7%
合計	6,545	100.0%	69,078	100.0%

### 第3節 米子市まちづくりビジョンとの関係

本市は、令和2（2020）年3月に「米子市まちづくりビジョン」（以下「第1次まちづくりビジョン」という。）を策定し、本市の将来像である「住んで楽しいまち よなご～新商都米子の創造に向けて～」の実現に向け、様々な施策・事業に取り組んできました。

第1次まちづくりビジョンの考えを引継ぎ、令和7（2025）年3月に「第2次米子市まちづくりビジョン」（以下「第2次まちづくりビジョン」という。）を策定しました。

第2次まちづくりビジョンは、第1次まちづくりビジョンと同様に基本構想と基本計画で構成されています。

第1次まちづくりビジョンは基本構想の計画期間を令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間、基本計画の計画期間を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間としています。

第2次まちづくりビジョンの基本構想は、第1次まちづくりビジョンの期間を引継ぎ（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）、基本計画の計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までとしています。

なお、基本目標及び基本方向、計画目標のうち、一般廃棄物に関連する項目は太字に示したとおりです。

#### 【まちづくりの基本目標及び基本方向】

市の将来像	まちづくりの基本目標	まちづくりの基本方向	
『住んで楽しいまち よなご』 新商都米子の創造に向けて	1 交通基盤の充実と歩いて楽しいまちづくり		
	<b>2 市民が主役・共生のまちづくり</b>	2-1 市民参加及び民間事業者等との連携協力	
		2-2 公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進	
		2-3 地域福祉活動の推進	
		2-4 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現	
		2-5 認知症施策の推進	
		2-6 互いの人権を尊重しあうまちづくりの推進	
		2-7 男女共同参画社会の形成	
		2-8 国際的な地域間交流等の推進	
		2-9 鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携	
		2-10 国県・他自治体との連携協力	
		2-11 誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会の実現	
		<b>2-12 地球環境に配慮した社会の実現</b>	
3 教育・子育てのまちづくり			
4 地産外商のまちづくり			
5 歴史と文化に根差したまちづくり			

	6 スポーツ健康まちづくり	
	7 災害に強いまちづくり	7-1 公共インフラ施設の整備
		7-2 総合的な住宅政策の推進
		7-3 災害に強い施設・管路の整備
		<b>7-4 持続可能な生活排水対策の推進</b>
		7-5 危機管理体制の充実強化
		7-6 地域防災力の充実強化
		7-7 原子力災害対策の推進

【計画目標】

まちづくりの基本方向	計画目標
2-12 地球環境に配慮した社会の 実現	① 脱炭素社会の実現に向け、行政及び民間企業等が協働し、全市的な取組を推進します。
	② <b>循環型社会への転換に向けた取組を推進します。</b>
	③ 中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用を促進します。
	④ 公害対策と身近な環境問題の適切な問題解決をします。
7-4 総合的な生活排水対策の推進	① <b>生活排水対策として公共下水道整備及び合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせ、汚水処理施設の概成をめざします。</b>
	② 持続可能な既存処理施設（管路、ポンプ場・処理場）の管理を図ります。

【主な取組】

2-12 地球環境に配慮した社会の実現

- ② 循環型社会への転換に向けた取組推進
- ・ 4 R の推進
  - ・ 食品ロスの削減に向けた取組推進
  - ・ 廃棄物の適正処理の推進

7-4 持続可能な生活排水対策の推進

- ① 生活排水対策の概成（令和 8（2026）年度末 汚水処理人口普及率 95%達成）
- ・ 公共下水道事業計画区域内の新規管路の整備促進
  - ・ 公共下水道の整備が困難な区域における合併処理浄化槽の普及促進

	汚水処理人口普及率 <sup>2</sup>	
	現状値：R5（2023）	目標値：R8（2026）
数値目標	93.0%	<b>95.0%</b>

2 総人口に対する、汚水処理施設（下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽）が整備された区域に住んでいる人の割合。

